# 匝瑳市子ども読書活動推進計画



# 目 次

はじめに

第	1	章	計	画	策定	<u>=</u> 0	趣	旨																	
	1	計	画	策	定の	月	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$\langle\!\langle$	1 》
	2	計	画	0	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>«</b>	2 »
	3	計	画	(T)	構成	<b>.</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>«</b>	2 »
	4	推	進	計	画の	柱	と	施	策	(T)	方	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>«</b>	2 »
第	2	章	子	لخ	\$ O	読	書	活	動	推	進	0)	た	め	の <u>;</u>	方	策								
	1	家	庭	•	地垣	<b>ķ</b> •	学	校	(T)	連	携	を	通	し	た	読	書	活!	動	(T)	推	進			
		(1	)	19/	京庭	にこ	おり	ナる	5 <del>-</del>	子。	ا ا	£ 0	つ記	売書	書泪	5重	力 <i>0</i>	)推	生迁	重。		•	• <	3	$\rangle\!\rangle$
		(2	)	2	雪書	館(	こは	31°	ナる	5 <del>-</del>	子	ビせ	50	う 診	売書	李洁	5重	力 <i>0</i>	) ) 打	生迁	生。	•	• (	$\langle 4$	<b>&gt;&gt;</b>
		(3	)	<u> </u>	学校	等(	こは	31	ナる	<u> 5</u> -	子	ビせ	. O	)該	<b>范</b> 書	李洁	5重	力 <i>0</i>	) ) 打	生迁	進。	•	• <	$\langle 4$	<b>&gt;&gt;</b>
	2	子	تلح	t	の諺	書	環	境	(T)	整	備	•	充	実											
		(1	)	-	そど	<b>t</b> (	の言	売書	計	景力	竟の	り車	医偏	<b>崇</b>	•	•		•				•	• <	6	$\rangle\!\rangle$
		(2	)	3	雪書	館	サ-	— t		スし	クラ	乞多	戶。			•	•	•				•	• <	7	<b>&gt;&gt;</b>
		(3	)	<u>-</u>	学校	図	書館	官の	う 生	整位	前	• 3	艺多	)	•	•		•				•	• <	8 }	$\rangle\!\rangle$
	3	子	تلح.	ŧ	の諺	書	活	動	に	関	す	る	理	解	と	関.	心	D :	普	及	•	•	•	<b>«</b>	8 »
	4	推	進	体	制の	)整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>«</b>	8 »

## はじめに

## 読書活動の意義

電子メディアの発達により生活環境が急激に変化し、子どもの成長過程にも大きな影響を与えてきました。特に、コンピュータ社会の発展により、子どもが一人でゲームに夢中になり、他と言葉を交わさないことで、親子関係や友達関係にも孤立化し、人と接することを苦手とする子ども達が増加してきました。

特に、将来を担う子ども達への教育が重要であり、人間として正しく判断し、 行動することができる子どもの育成が求められています。

こうした背景から、読書活動を推進することにより、「読む力」・「聞く力」・「話す力」・「書く力」といった基礎的な力を身につけることができ、自己を見つめ、考える力を養い、友人や他の人を理解し尊重する態度が養われ、よりよい人間関係を築くことが期待できます。感動的な本との出会いは、生きる喜びや人の痛みを感じ取ったり、人の生涯の生き方を変えたり、人間形成に大きな影響を与えることになります。読書活動は、児童・生徒にじっくり考え、創造力を働かせる習慣を身につける上で欠かせない大切なことなのです。

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の目的

平成11年8月、子ども読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、さらに、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進計画に関する法律」が公布されました。法第2条には「子どもの読書活動は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう積極的にそのための環境整備が推進されなければならない。」と基本理念を述べています。第4条では「読書環境の整備は地方公共団体の責務である。」また、第9条では「市町村は子ども読書活動推進計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、市町村における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、推進に関する施策についての策定に努め、公表しなければならない。」ことが明記され努力義務が定められています。

さらに、平成14年8月、同法に基づき、国の「子ども読書活動に関する基本的な計画」が閣議決定され公表されました。

そこで、国の「基本計画」公表を機に、匝瑳市立小中学校の実情を踏まえ、 子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、 県の子どもの読書活動推進に係る施策を総合的に推進するための指針として、 本市としての推進計画を策定します。

#### 2 計画の期間

平成18年からおおむね5年間とする。

3 計画の構成

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、子どもの読書活動の推進に関し、3項目の基本方針が示されました。また、千葉県でも国が示した3項目を同様に基本方針としています。本推進計画では、県が示した推進計画を基本として、推進計画の柱を①「家庭・地域・学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」 ②「子ども読書環境の整備・充実」 ③「子ども読書活動に関する理解と関心の普及」及び「推進体制の整備」として、本市の実情を踏まえ施策の方向を示します。

- 4 推進計画の柱と施策の方向
- (1) 家庭・地域・学校の連携を通した読書活動の推進
  - ○家庭における子どもの読書活動の推進
  - ○図書館における子どもの読書活動の推進
  - ○学校等における子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実
  - ○地域における子どもの読書環境の整備
  - ○図書館での児童生徒サービスの充実
  - ○学校図書館の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
  - ○県推奨優良図書の普及
  - ○匝瑳市「心を育てる必読書」の読書推進
- (4) 推進体制の整備

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭・地域・学校の連携を通した読書活動の推進
- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが「本を読む力」を身につけるためには、乳幼児期から周囲の大人達が子どもに言葉かけをしたり、読み聞かせをすることによって、言葉を覚え自分の読む力となります。そこで、保護者や周囲の大人達の取組みが重要な働きとなります。子どもに読書の楽しみを伝えるために、保護者自身の読書活動を始め家庭や地域において様々な取組みが大切です。

また、家庭においては、親が読み聞かせをし、子どもと一緒に本を読むひとときを持つなど読書を日常的なものとし、読書に対する興味や関心を持たせることが、読書を習慣づける有効な手立てとなります。子どもの成長に応じて、本との出会いの機会を増やしていくことが必要です。

そこで、生涯学習や家庭教育に関する講座・研修会あるいは子育て支援のための講座などの機会を通して、子どもへの読み聞かせや読書の重要性について理解の促進を図ることが大切になります。学校や幼稚園・保育園を通して、直接あるいは間接的に、読み聞かせや読書の重要性について保護者に働きかけ続けることも効果的です。

さらに、定期健康診断等子どもと親が集まる機会を通して、図書館司書やボランティアが絵本の選び方や読み聞かせの意義について話をしたり、<u>ブックス</u>タート活動を実施したりするなどの取組みに努めていきます。

(ブックスタート活動:子どもが早い段階で本と出会う機会をつくり出す目的として、絵本をプレゼントしながら乳児とその保護者にメッセージを伝える運動のこと。1992年英国のバーミングガムで始められた。)

# 【施 策】

☆ 家庭教育学級や子育て支援のための講座・研修会を通じて、家庭や地域での 読み聞かせ活動や子どもが読書を楽しむ時間をもつ意義についての理解の促進 に努めます。

- ・家庭教育学級での研修(子どもへの読み聞かせ、親子読書促進)
- ・子育て講座等(子育て講座を利用した読書推進講座の開設)
- ・子ども週末活動支援事業等

### (2) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所となっています。また、読み聞かせやお話会の実施、子どもに薦めたい本の展示、子どもの読書に関する講座の実施、子どもの読書活動に係るボランティアへの支援等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

そのため、図書館では、子どもに対するサービスの方針や運営計画を作成し、 それに基づいて必要なスペースの確保、児童資料の収集、提供、お話会などの 行事の実施、研修会などに努め、特に担当職員につては、子どもの読書指導に 関する知識と技術を有する司書を適切に配置していきます。

子ども達の中には、日本語が読めない外国人の子どもや障害のある子ども、 入院して図書館にいくことができない子ども等、様々な理由により、図書館を 利用することが困難な子どもがいます。こうしたハンディキャップのある子ど もについても、それぞれのニーズに合わせた図書館サービスに努めていきます。

さらに、図書館は地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果た すことが期待されていますので、図書館が中心となり、市内関係機関・団体等 との連携・協力に努めていきます。

## 【施 策】

- ☆ 市立図書館は、子どもに対するサービスの充実を運営方針の重点目標におき、 計画的な資料収集と環境整備に努めます。
- ☆ 市立図書館では、子どもの読書活動を様々な形で支援するため、適切な司書 の配置と職員の研修会の充実を図ります。
- ☆ 市立図書館は、子どもの読書に関する総合的な窓口として、学校、幼稚園、 保育所、保健センター等との連携・協力に努めます。
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書活動を形成していく上で大きな 役割を担っています。 学習指導要領では、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされ、また、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意図的な学習活動や読書活動を充実する」こととされています。

小・中学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、 児童・生徒の発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につ けさせるとともに、各学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、家庭・地域等と 十分連携を図り、読書活動に取り組むことが大切です。

幼稚園や保育所においては、乳幼児は耳で感じる快い音の響きやリズムによって、保護者の理解や協力を得ながら言葉のリズムや本の楽しさと出会うための活動に取り組むことが大切です。

## 【施 策】

## ☆ 学校関係者の意識高揚

・学校教育目標の中に読書計画を重要な位置づけとし、学校図書館の活用方策 や読書活動について、先進的な取組みに関する情報交換や研究協議を行うこと により、学校図書館担当者をはじめとする学校関係者の意識高揚を図ります。

#### ☆ 教職員の研修の促進

・司書教諭を中心とした教職員全体の読み聞かせなどの研修と実践に努めます。

#### ☆ 学習支援機能の整備

調べ学習に対する適切な資料の提供や一人一人に対応する支援に努めます。

#### ☆ 全校一斉読書活動、読書週間の推進

・「朝の読書」や「読み聞かせ」、「ブックトーク」等多様な読書活動の一層の 推進を図ります。

(ブックトーク:ある一つのテーマに沿って何冊かの本を紹介すること)

- ・劇、語り聞かせ、群読等により読書の感動を表現する発表会などに取り組みます。
- ・ 必読書の推進

## ☆ 本を通しての交流活動の推進

- ・教職員やPTA、ボランティア等様々な人材支援による、読み聞かせの充実 に努めます。
- ・高齢者等への子どもによる読み聞かせを行うなど地域との交流を図ります。

#### ☆ 不登校の子どもへの働き

不登校の児童生徒への図書館の本の貸し出しによる働きかけに努めます。

#### ☆ 図書館利用の促進

・学校図書館や市立図書館の積極的な活用を図った授業展開に努めます。

#### ☆ 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

・幼稚園や保育所においては、読み聞かせ等の機会の拡充による読書の日常化の推進に努めます。

# 2 子どもの読書環境の整備・充実

#### (1) 子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近に自由に読める本があり、読書 の楽しさを伝えてくれる人がいることが重要です。

図書館は、子どもの生活圏内で本と出会い、読書を楽しむことができる場所であり、子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、図書館が中心となって域内にある他の読書施設と連携を図り、選書や研修を共同で実施したり資料の貸借を行ったりするなど、子どもがどの施設を利用しても豊かな読書体験ができるよう環境の一層の整備が期待されます。特に、市町村合併時においては、図書館や分館の配置、移動図書館の整備、学校図書館や公民館図書室との連携等、合併後の域内全域の読書環境の整備に努めることが大切です。

## 【施 策】

- ☆ 身近なところの図書館や読書施設で豊かな読書経験ができるように図書館の 整備計画を作成し、利用度を高めるよう努めます。
  - ・読書推進の中心となる中核的図書館の充実整備に努めます。
  - ・図書施設への担当職員の定期的派遣を図ります。

## (2) 図書館サービスの充実

○図書館の資料の充実と環境整備

市立図書館の児童コーナーは、乳幼児から中学生の子ども達を対象に、子どもに多様な読書の機会を提供しています。今後も子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たすため、読書環境の整備を進めていく必要があります。

# 【施 策】

- ☆ 児童資料の充実
  - ・乳幼児から中学生までの子どもへ直接サービスする窓口として、豊富で多様 な児童資料の充実に努めます。
- ☆ 児童コーナーの環境整備
  - ・子どもが楽しく読書に親しむために必要なスペースを充実させていきます。
- ☆ 学校図書館への支援
  - ・学級文庫への団体貸出を充実させます。
  - ・調べ学習や「総合的な学習の時間」等への団体貸出を充実させます。
- ☆ 県立図書館及び県内図書館との連携
  - ・市立図書館が所蔵していない資料の要求については、県立図書館及び県内公 共図書館との連携・協力を進めて対応します。

### (3) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、児童生徒の知的活動を増進し、興味関心等を呼び起こし、自発的・自主的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たすことが求められます。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していくために、学校教育の役割を担うことが期待されます。

### 【施 策】

- ☆ 学校図書館の図書資料等の整備・充実
  - ・児童生徒が、個々の課題に応じた調べ学習について効果的に進めることが できるよう、図書資料や読書環境の整備に努めます。
- ☆ 学校図書の活用を充実していくための人的配置の推進
  - ・教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促す。
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解の促進を図ることが必要です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により設けられた「子ども読書の日」(4月23日)制定の趣旨を踏まえ、子ども読書活動について理解と関心を促す事業を実施するとともに、活動情報の提供に努めていきます。

# 【施 策】

- 「子ども読書の日」を啓発し、読書活動への関心を高めます。
- ・ブックスタートによる読み聞かせの普及に努めます。
- ・各種情報を収集し、提供する機会を作ります。

#### 4 推進体制の整備

#### 【施 策】

・学校と図書館との連携を深め、情報交換を密にして、児童生徒が読書意欲を 向上させるための施策を推進する。